

2. その他の申請内容について

番号	その他の変更	条文	概要
①	組織改正 (その他)	東海, 東海第二: 第5条 敦賀: 第5条, 第205条	・発電所の品質保証室に検査グループを設置したことにより, 品質保証室のグループが複数になったことから, 品質保証室内を運営管理する業務を「品質保証グループ」に追加する。
②	記載の適正化 (人事制度の変更に伴う主任技術者の等級区分の適正化)	東海: 第9条 東海第二: 第8条, 第8条の2 敦賀: 第8条, 第208条 第208条の2	・人事制度の変更により, 能力等級数及び役割ランクの区分の括りを変更する。これに伴い, 原子炉主任技術者, ボイラー・タービン主任技術者, 廃止措置主任者の能力等級数が変わることから, 等級数の記載を適正化する。 (上記能力等級及び役割ランクの区分変更による等級数値の変更であり, 各主任者の選任基準に変更はない)
③	廃止措置主任者の選任要件の適正化	東海: 第9条	・敦賀発電所1号炉保安規定に記載の廃止措置主任者の選任要件が最新の認可された考え方であるため, 東海発電所の廃止措置主任者の選任要件を同様に見直す。
④	廃止措置管理業務における火災時の対応	東海: 第16条 東海第二: 17条	・東海発電所の保安規定では, 火災発生時の体制の整備について, 法令等で「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。」とされており要求事項はなかったため自主的に定めた条文であったが, 法令等の改正により要求事項として追加する。 ・また, 現状, 東海及び東海第二発電所の初期消火要員について, 互いに兼務していることを明確化する。
⑤	記載の適正化 (周辺監視区域図に記載している他社施設名称の適正化)	敦賀: 第119条 図119 第319条 図319	・周辺監視区域図に記載している他社(日本原子力研究開発機構)の施設名称を適正化する。
⑥	サービス建屋減築に伴う管理区域図の変更	東海: 添付1 管理区域図	・東海第二発電所の新規制基準への適合に向けた工事(安全性向上対策工事)において, 工事エリアが干渉する東海発電所のサービス建屋を減築することから, 東海発電所サービス建屋の管理区域の一部を変更する。
⑦	<u>維持すべき施設の保守の削除</u>	東海第41条	・表に記載の対象施設は廃止措置計画に記載されていること及び点検方法等は施設管理に関連する規程で定められていることから削除する。

③廃止措置主任者の選任要件の適正化

○保安規定 東海：第9条

東海発電所は廃止措置段階で、核燃料物質が存在しない状態にあり、保安全管理上のリスクが他プラントと同等以上に低減されていることから、以下の考え方にに基づき廃止措置主任者の選任要件の記載を適正化する。

1. 廃止措置主任者の選任要件の考え方

実用炉規則第92条第3項第4号の廃止措置を行う者の職務及び組織の記載において、保安規定の審査基準では廃止措置主任者の選任に関することについて次のとおり示されている。

核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。

i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること

廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。

廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者
------------------------	--

ii. 廃止措置主任者の職務に関すること

- a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。
- b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
- c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
- g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。

今回、廃止措置主任者の要件を見直す東海発電所においては、核燃料物質（使用済燃料）の搬出が完了していること、原子炉の運転を停止してから時間が経過していることから、施設に残存している放射性物質の取扱いと、解体撤去工事における安全管理に配慮した保安活動の下で廃止措置を実施することとなる。

このため廃止措置主任者の職務上の主な役割は、廃止措置の進捗状況を把握し、廃止措置プラントにおける放射性廃棄物の取扱い、また、解体撤去工事の安全管理や被ばく管理などの保安の監督を行うことと考えられる。

また廃止措置主任者に求められる知識について、炉心から取り出された燃料が十分に冷却されている廃止措置プラントでは、核反応において考慮すべき事象が少ないことから運転炉のような重大事故時の原子炉の挙動等の知識は必要なく、平常時の保安活動に関する実務的な知識が必要と考えられるため、免状がなくとも実務レベルの原子炉施設の状態を把握できるだけの知識及び運転・保守などの実務経験を有し、廃止措置に係る保安活動に対して発電所員を統括的に監督でき、かつ、発電所長に意見具申できる職位の者を廃止措置主任者に選任することが適切である。

なお、「原子力施設の運転終了以降に係る安全規制制度のあり方について（平成17年1月28日 原子力安全委員会 放射性廃棄物・廃止措置専門部会）」の「5. 原子力施設の特徴を考慮した安全規制制度のあり方に

について」においても「原子炉主任技術者や核燃料取扱主任者等の選任については、運転・供用終了以降の保安活動が、解体作業に伴う被ばく管理や解体作業に伴い発生する放射性廃棄物の管理等に主眼がおかれることから、必ずしも原子炉主任技術者や核燃料取扱主任者等の資格要件にこだわる必要がないものと考える。」とされている。

2. 廃止措置主任者の選任要件

廃止措置プラントにおける保安活動を監督するに当たり必要な知識（原子炉施設の状態を把握できるだけの知識）を有する者であって、原子炉施設における運転・保守などの実務経験があると本店総務室長が認めた者を廃止措置主任者に選任する。廃止措置主任者に必要な知識、選任要件を下部規程に定め、運用する。

なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合、代行者の選任要件についても同様とする。

(1) 知識

廃止措置主任者に要求される専門的知識について、原子炉主任技術者等と比較して表1に示す。

表1：廃止措置主任者に要求される専門的知識について

原子炉主任技術者に必要な専門的知識	核燃料取扱主任者に必要な専門的知識	廃止措置主任者に必要な専門的知識
原子炉理論 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子核反応 ・ 中性子の拡散、減速 ・ 臨界性 ・ 原子炉動特性 ・ 反応度変化 ・ 核計算 等 	—	— (使用済燃料プール内の燃料集合体に関する「原子核反応」等に関する知識は、①核燃料物質の管理に含む。)
原子炉の設計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝熱と冷却材の流動 ・ 燃料要素の伝熱 ・ 構造設計 ・ 重大事故時の対応 等 	—	—
原子炉の運転制御 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料管理 ・ 放射性廃棄物の管理 ・ 制御理論の基礎 ・ 炉心管理 ・ 反応度フィードバック ・ 原子炉の過渡変化 ・ 原子炉の起動、停止及び出力制御 等 	—	— (「燃料管理」に関する知識は、①核燃料物質の管理に、「放射性廃棄物の管理」に関する知識は、③放射性廃棄物の管理に含む。)
原子炉燃料及び原子炉材料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質及び原子炉材料の特性 ・ 燃料棒及び燃料集合体の構造 ・ 原子炉燃料及び原子炉材料の製造と検査 ・ 原子炉燃料、原子炉容器及び炉内構造物の健全性・安全性 ・ 核燃料サイクル 等 	核燃料物質の化学的性質及び物理的性質 <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質の基礎的性質 ・ 原子炉燃料(構造、強度、燃焼、照射) 等 核燃料物質の取扱いに関する性等の技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止 ・ 火災爆発の防止 ・ 耐震対策 ・ 閉じ込め対策 ・ 遮蔽対策 等 	①核燃料物質の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料物質の特性 ・ 燃料棒(燃料集合体)の構造 ・ 臨界防止 ・ 燃料集合体の健全性・安全性 等
放射線測定及び放射線障害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線の性質と物質の相互作用 ・ 放射線及び放射線モニタリング ・ 放射能汚染とその除去 ・ 個人被ばくの測定と評価 ・ 被ばく防護対策 ・ 放射線障害 等 	放射線測定及び放射線障害の防止に関する技術 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理 ・ 放射線障害及びその防止 ・ 放射性廃棄物の管理 等 	②放射線測定及び放射線障害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線の特性 ・ 放射線測定 ・ 被ばく管理、汚染管理 ・ 放射線障害防止 等 ③放射性廃棄物の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性廃棄物の管理 ・ 放射性廃棄物の輸送 等
原子炉に関する法令	核燃料物質に関する法令	④関係法令

これより、廃止措置主任者が保安活動を監督するに当たり必要な知識（原子炉施設の状態を把握できるだけの知識）については、以下の4項目に整理される。

- ① 核燃料物質の管理
- ② 放射線測定及び放射線障害防止
- ③ 放射性廃棄物の管理
- ④ 関係法令

また、廃止措置プラントにおける解体作業計画の策定など、原子力発電所での工事管理に関する知識も重要となることから、上記に加え、

- ⑤ 原子炉施設の工事又は保守管理に関する知識も必要となる。

(2) 実務経験

廃止措置主任者に求められる運転・保守等の実務経験としては、以下の①から⑤までに掲げるいずれかの業務経験期間が通算して3年以上とする。(※)

- ①原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
- ②原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- ③原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
- ④原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間
- ⑤原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務に従事した期間

※①から④の業務経験については、実用炉規則第95条第2項に定める原子炉主任技術者に必要な業務経験と同様とする。これは、より高度な判断が求められる原子炉主任技術者に課せられた業務経験と同様であれば、廃止措置主任者としては十分と判断されるためである。

また、廃止措置における解体作業に伴い発生する放射性廃棄物の管理を廃止措置特有の保安活動として捉え、業務を明確にするため⑤の原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務を追加する。

(3) 職位

廃止措置プラントの保安活動を統括的に管理・監督し、発電所長に意見具申できる職位として特別管理職とする。

3. 保安規定の記載について

下欄の変更内容とする。

○保安規定変更内容

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）
<p>(廃止措置主任者の選任) <u>第9条 廃止措置の実施に当たりその監督を行う者として、以下のいずれかに該当する者から廃止措置主任者を選任する。</u></p> <p>(1)核燃料取扱主任者免状を有する者 (2)原子炉主任技術者免状を有する者 (3)第1種放射線取扱主任者免状及び原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、放射線管理、</p>	<p>(廃止措置主任者の選任) <u>第9条 総務室長（本店）は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。</u></p> <p>(1)原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務 (2)原子炉施設の運転に関する業務 (3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p>

品質保証又は運転に関する業務に7年以上従事した経験を有する者	(4)原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 (5)原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務
--------------------------------	--

【参考】 敦賀発電所原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）（抜粋）

（廃止措置主任者の選任）

第8条 総務室長（本店）は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。

- (1) 原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務
- (2) 原子炉施設の運転に関する業務
- (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務
- (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務

- ・ 廃止措置主任者の選任要件について、敦賀発電所1号炉保安規定では、上表のとおり定めている。（2017年4月19日保安規定変更認可）
- ・ 東海発電所については、廃止措置主任者の選任要件のみの変更認可申請をせず、以後の変更に合わせて変更することとしたことから、今回の変更認可申請で適正化する。

⑦維持すべき施設の保守の条文削除

○保安規定 東海：第41条

この条文は東海発電所保安規定固有の記載であるため、以下のように現状を確認し考え方を整理した。

◆第41条（維持すべき施設の保守）に記載している内容のうち、対象施設については廃止措置計画書の添付資料に記載されている。

また、点検方法、頻度については、第40条（施設管理計画）で策定が求められている「点検計画」に記載されており、これに基づき性能維持施設の点検を行なっている。

◆性能維持施設の点検において、例えば想定以上の劣化が見られた場合等は、点検方法、頻度の見直しが必要と判断されるが、この見直しをタイムリーに行うことがPDCAを回す上で重要である。

見直す際は、「保全の有効性評価」等を行なった上で、適宜「点検計画」に記載されている点検方法、頻度を見直すことが適切であり、東海発電所についてもこの運用を図ることとする。

以上の整理結果から、維持すべき施設の対象は廃止措置計画で明確になっていること、点検方法及び頻度は第40条（施設管理計画）に基づき策定する「点検計画」に定められることより、第41条を削除しても性能維持施設の点検は適切に行うことが出来ると判断されるため、第41条を削除した。

○保安規定変更内容（削除される条文）

東海発電所原子炉施設保安規定（削除前）

（維持すべき施設の保守）

第41条 保全担当マネージャーは、第40条（保守管理計画）に基づき、表41-1及び表41-2の施設（性能を確保する上で必要となるケーブル、配管、ダクト等を含む）について保守を実施する。

表41-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設

	対象施設	点検方法	点検頻度	所管マネージャー
建屋・構築物等	1. 原子炉建屋※ ¹	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	建築グループマネージャー
		建屋負圧確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	2. 排気筒※ ²	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	3. 生体遮へい体※ ³	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	建築グループマネージャー
放射性廃棄物 処理設備	1. 使用済燃料冷却水処理系			
	a. スラッジ貯蔵タンク※ ⁴	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	b. 陽イオン交換器※ ⁵	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	c. 陰イオン交換器※ ⁵	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	d. ディレイタンク※ ⁵	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	2. 雑廃液処理系※ ⁵			
	a. 再生廃液レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	b. レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	c. 蒸発固化装置	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	3. 洗濯廃液処理系※ ⁵			
	a. レシーピングタンク	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	b. ディレイタンク	外観目視点検	1年に1回※ ⁷	機械グループマネージャー
	4. 雑固体廃棄物焼却設備※ ⁶	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	5. 雑固体減容処理設備※ ⁶	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	6. セメント混練固化装置※ ⁶	運転状態確認	1年に1回※ ⁷	廃止措置管理グループマネージャー
	放射性廃棄物 貯蔵設備	1. 黒鉛スリーブ貯蔵庫（C-1）※ ⁸	外観目視点検	1年に1回※ ⁷
2. 黒鉛スリーブ貯蔵庫（C-2）※ ⁸		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー
3. 固体廃棄物貯蔵庫（E）※ ⁸		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー
4. 燃料スワラー貯蔵庫※ ⁸		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー
5. サイトバンカ（イ）※ ⁸		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー
6. サイトバンカ（ロ）※ ⁸		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー
7. 燃料スプリッタ貯蔵庫※ ⁸ (1) 燃料スプリッタ貯蔵庫（H-1） (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫（H-2） (3) 燃料スプリッタ貯蔵庫（H-3）		外観目視点検	1年に1回※ ⁷	放射線・化学管理グループ マネージャー

（前頁の続き）

	対象施設	点検方法	点検頻度	所管マネージャー
放射性廃棄物	8. ドラム貯蔵庫 ^{※8}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	9. 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※6} (1) 固体廃棄物貯蔵庫 A (2) 固体廃棄物貯蔵庫 B	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	10. 固体廃棄物作業建屋（廃棄体搬出作業エリア） ^{※6}	外観目視点検	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
放射線管理 設備	1. モニタリングポスト ^{※6}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	電気・制御グループマネージャー
	2. 試料放射能測定装置 ^{※6}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	3. 気象観測設備 ^{※6, ※9}	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	放射線・化学管理グループ マネージャー
	4. 排気筒粒子モニタ	点検・校正	1年に1回 ^{※7}	電気・制御グループマネージャー
換気設備	1. 原子炉建屋換気設備 ^{※10} (1) 生体遮へい冷却空気排風機	運転状態確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー
換気設備の フィルタ	1. 原子炉建屋換気設備（生体遮へい冷却空気排風機） ^{※11}	差圧確認	1年に1回 ^{※7}	廃止措置管理グループマネージャー

※1：当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間に適用する。

※2：原子炉領域解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※3：原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間に適用する。

※4：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※5：原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※6：東海第二発電所との共用設備。東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決め、東海第二発電所に点検を依頼する。

※7：4月1日を始期とする1年間に1回実施（ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事により、当該年度内に実施することが困難な場合を除く。また、東海第二発電所に点検を依頼した施設は、その点検頻度で実施する。）

※8：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※9：気象観測設備の一部は、原子炉領域解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※10：当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまでの期間に適用する。

※11：高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまでの期間に適用する。

表 4-1-2 廃止措置を実施するために必要な主要施設

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
建屋・構築物等	1. 使用済燃料冷却池建屋※ ¹	外観目視点検	建築グループマネージャー
	2. 放射性廃液処理建屋※ ¹	外観目視点検	建築グループマネージャー
	3. 固化処理建屋※ ¹	外観目視点検	建築グループマネージャー
	4. サービス建屋※ ¹	外観目視点検	建築グループマネージャー
	5. ホットワークショップ建屋※ ¹	外観目視点検	建築グループマネージャー
	6. 取水路※ ²	外観目視点検	土木グループマネージャー
	7. 放水路※ ²	外観目視点検	土木グループマネージャー
放射性廃棄物処理設備	1. 雑廃液処理系※ ³ a. 凝縮器	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. 放射性液体廃棄物希釈設備※ ³ a. 放射性液体廃棄物希釈水ポンプ	外観目視点検	機械グループマネージャー
放射性廃棄物貯蔵設備	1. 貯蔵孔※ ⁴	外観目視点検	放射線・化学管理グループ マネージャー
放射線管理設備	1. サーベイメータ※ ⁵	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
	2. ホールボディカウンタ※ ⁵	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
	3. 電子式個人線量計※ ⁵	点検・校正	放射線・化学管理グループ マネージャー
換気設備	1. 使用済燃料冷却池建屋換気設備※ ⁶ (1) 主冷却池換気設備排風機 (2) フラスコ装荷室換気設備 a. フラスコ装荷室換気設備排風機 b. フラスコ装荷室換気設備送風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. 放射性廃液処理建屋換気設備※ ⁶ (1) 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	3. 固化処理建屋換気設備※ ⁶ (1) 固化処理建屋排風機 (2) 固化処理建屋送風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	4. 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫換気設備※ ⁶ (1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (G-2) 及び燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-3) 換気設備排風機 (2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2) 換気設備排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	5. サイトバンカ(イ) A, Bバンカ換気設備※ ⁶ (1) サイトバンカ(イ) 排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	6. サイトバンカ(ロ)換気設備※ ⁶ (1) サイトバンカ(ロ) 排風機	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー

東海発電所原子炉施設保安規定（削除前）

（前頁の続き）

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
換気設備	7. <u>メンテナンスシャフト室換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (E-11, E-12)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	8. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-1)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	9. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-2)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	10. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 排風機 (F-5)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	11. <u>固化処理建屋槽類換気設備^{※6}</u> <u>(1) 槽類排風機</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	12. <u>ホットワークショップ建屋換気設備^{※6}</u> <u>(1) ホットワークショップ建屋排風機</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	13. <u>サービス建屋 2 階換気設備^{※6}</u> <u>(1) ホット系排気処理装置 (EF-1)</u> <u>(2) 乾燥機系排気処理装置 (EF-2)</u>	運転状態確認	廃止措置管理グループ マネージャー
換気設備のフィルタ	1. <u>使用済燃料冷却池建屋換気設備^{※6}</u> <u>(1) 主冷却池換気設備</u> <u>(2) フラスコ装荷室換気設備</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	2. <u>放射性廃液処理建屋換気設備 (MF-2, F-3, F-4) ^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	3. <u>固化処理建屋換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	4. <u>黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫 換気設備^{※6}</u> <u>(1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2) 換気設備</u> <u>(2) 燃料スプリッタ貯蔵庫 (H-1, 2, 3) 換気設備</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	5. <u>サイトバンカ (イ) A, Bバンカ換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	6. <u>サイトバンカ (ロ) 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	7. <u>メンテナンスシャフト室換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	8. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	9. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	10. <u>放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備^{※6}</u>	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー

東海発電所原子炉施設保安規定（削除前）

（前頁の続き）

	対象施設	点検方法	所管マネージャー
換気設備のフィルタ	11. 固化処理建屋槽類換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	12. ホットワークショップ建屋換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー
	13. サービス建屋2階換気設備※ ⁶	差圧確認	廃止措置管理グループ マネージャー

※1：当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間に適用する。

※2：管理区域解除工事が終了するまでの期間に適用する。

※3：原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間に適用する。

※4：保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間に適用する。

※5：東海第二発電所との共用設備。東海第二発電所長とあらかじめ必要な事項を取り決め、東海第二発電所に点検を依頼する。

※6：当該設備が設置されている建屋内の汚染（当該設備に係る汚染は除く。）を除去するまでの期間に適用する。